

経済財政運営と改革の基本方針 2021

日本の未来を拓く 4 つの原動力
～グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策～

(抜粋版)

令和 3 年 6 月 18 日

え長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、特定復興再生拠点区域の整備を進めるとともに、地元の見解を丁寧に伺いながら、拠点区域外の避難指示解除に向けた方針の検討を加速する。福島イノベーション・コースト構想に基づき、産業発展や制度の整備等に資するよう、空飛ぶクルマの実証等を進める。国際教育研究拠点については、「国際教育研究拠点の整備について」¹⁸に基づき、既存施設との相乗効果・可能な限りの統合を目指すとともに、財源・人員面での長期・安定的な運営を可能とする仕組みの設計等を進め、本年秋までに新法人の形態を決定し、本年度内に基本構想を策定する。改定した福島新エネ社会構想に基づき、再生可能エネルギーの更なる導入拡大と水素の社会実装を進めるとともに、未来志向のまちづくりを推進する。また、営農再開を加速するとともに、風評払拭に向け、放射線等に係る正確な情報発信、科学的・合理的見地から食品等に関する規制等の検証等を行う。また、災害からの復旧・復興に全力を尽くす。

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉

～4つの原動力と基盤づくり～

1. グリーン社会の実現

我が国は「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、世界の脱炭素を主導し、経済成長の喚起と温暖化防止・生物多様性保全との両立を図り、将来世代への責務を果たす。また、2030年度の温室効果ガス排出削減目標を2013年度比46%減という新たな目標とした。さらに、50%減の高みに向け、挑戦を続ける。この実現に向け、①脱炭素を軸として成長に資する政策を推進する、②再生可能エネルギーの主力電源化を徹底する、③公的部門の先導により必要な財源を確保¹⁹しながら脱炭素実現を徹底する、という3つの考えの下で推進する。

(1) グリーン成長戦略による民間投資・イノベーションの喚起

上記目標の実現に向け、経済と環境の好循環を生み出す脱炭素化を推進するため、「地球温暖化対策計画」²⁰や「エネルギー基本計画」²¹を見直す。

また、産業構造や経済社会の変革をもたらす、大きな成長と国民生活のメリットにつなげていくため、グリーン成長戦略²²に基づき、あらゆる政策を総動員し、洋上風力、水素、蓄電池など重点分野²³の研究開発、設備投資を進める。

グリーンイノベーション基金²⁴による野心的なイノベーションに挑戦する企業への10年間の継続支援、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の活用等、企業の脱炭素化投資を後押しするとともに、新技術の導入に資する規制改革や国際標準化に取り組む。また、

¹⁸ 令和2年12月18日復興推進会議決定。これに基づき、上記のほか、司令塔機能の明確化、民間企業等との連携促進等に取り組む。

¹⁹ 諸外国の取組を参考にしている。例えば、米国は気候変動対策に取り組む際、税制改革等で財源調達を行おうとしている。

²⁰ 平成28年5月13日閣議決定。

²¹ 平成30年7月3日閣議決定。

²² 「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」（令和3年6月18日経済産業省取りまとめ）。

²³ グリーン成長戦略における14の重点分野を指す。

²⁴ 「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）により2兆円規模で設置。

3,000兆円ともいわれる世界の環境投資資金を我が国に呼び込み、グリーン、トランジション、イノベーションに向かう資金の流れを作る。このため、TCFD²⁵等に基づく開示の質と量の充実、グリーンボンド等の取引が活発に行われるグリーン国際金融センターの実現、一足飛びでは脱炭素化が難しい産業向けのトランジション・ファイナンスの推進等に取り組む。また、グリーンGDP（仮称）などの研究・整備を進める。

（2）脱炭素化に向けたエネルギー・資源政策

2050年カーボンニュートラル及び2030年度の温室効果ガス排出削減目標の実現を前提に、「エネルギー基本計画」を見直す。エネルギー政策の原則である3E+S（安全、安定供給、経済効率性、環境適合）の考え方を大前提に、政策連携や取組の強化を図る。

こうした考え方の下、電力部門の脱炭素化に向け、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促す。立地規制の見直し、系統制約の克服、EVを含めた蓄電池やデマンドレスポンスの活用等による柔軟性の確保や電力市場制度の大胆な改革を進める。また、必要な送配電網・電源への投資を着実に実施し、コスト効率化や、分散型エネルギーシステムなど真の地産地消にも取り組むよう促す。火力については、CCUS/カーボンリサイクルを前提とした利用や水素・アンモニアによる発電を選択肢として最大限追求する。原子力については、可能な限り依存度を低減しつつ、安全最優先の原発再稼働を進めるとともに、実効性ある原子力規制や、道路整備等による避難経路の確保等²⁶を含む原子力防災体制の構築を着実に推進する。安全性等に優れた炉の追求など将来に向けた研究開発・人材育成等を推進する。

電力部門以外は、炭素生産性が欧州に比べ劣っている中、省エネルギーを徹底し、未利用熱等²⁷も活用するとともに、供給側の脱炭素化を踏まえた電化を中心に進める。電化できない熱需要については、水素などの脱炭素燃料やカーボンリサイクルも活用していく。自動車については、EV充電設備や水素ステーションの整備等を進め、普及が遅れている電動化を戦略的に推進するとともに、SS²⁸の総合エネルギー拠点化等を進める。住宅・建築物については、規制措置を含む省エネルギー対策を強化し、ZEH・ZEB²⁹等の取組を推進するとともに、森林吸収源対策を強化する。水素の輸入等のためのカーボンニュートラルポートの形成や船舶・航空分野の脱炭素化を進める。特に、2030年度目標の実現のため、複数年度にわたる取組を計画的に実施する新たな仕組みを検討する。「地域脱炭素ロードマップ」³⁰に基づき、地域・暮らしの分野における地方自治体や国民の取組を推進し、2030年までに脱炭素先行地域を少なくとも100か所創出するとともに、全国で重点対策を実施し、脱炭素ドミノを起こす。また、プラスチック資源循環を始め循環経済への移行を推進する。

脱炭素社会への円滑な移行を進めつつ、メタンハイドレート、海底熱水鉱床、レアアース泥等の国産海洋資源開発を含むエネルギー・鉱物資源の安定供給の確保に取り組む。

²⁵ Task Force on Climate-related Financial Disclosures の略称。

²⁶ モデル実証事業等による避難の円滑化や高度被ばく医療の質の向上等を含む。

²⁷ 工場排熱等の未利用熱や、地中熱等の再生可能エネルギー熱。

²⁸ サービスステーションの略称。

²⁹ Net Zero Energy House 及び Net Zero Energy Building の略称。

³⁰ 令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定。

(3) 成長に資するカーボンプライシングの活用

市場メカニズムを用いる経済的手法（カーボンプライシング等）は、産業の競争力強化やイノベーション、投資促進につながるよう、成長戦略に資するものについて、躊躇なく取り組む。

クレジット取引については、企業ニーズの高まりを踏まえ、非化石証書³¹やJクレジット³²に係る既存制度を見直し、自主的かつ市場ベースでのカーボンプライシングを促進する。その上で、炭素税や排出量取引については、負担の在り方にも考慮しつつ、プライシングと財源効果両面で投資の促進につながり、成長に資する制度設計ができるかどうか、専門的・技術的な議論を進める。国境調整措置については、我が国の基本的考えを整理した上で、戦略的に対応する。

2. 官民挙げたデジタル化の加速

デジタル時代の官民インフラを今後5年で一気に成に作り上げる。デジタル庁を核としたデジタル・ガバメントの確立、民間のDXを促す基盤整備を加速し、全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を構築する。

(1) デジタル・ガバメントの確立

「デジタル・ガバメント実行計画」³³に従い行政のデジタル化を強力に推進する。デジタル庁は各府省庁への勧告権等を活用し総合調整機能を果たす。そのため、各府省庁や民間から有為の人材を登用する。また、各府省庁は国家公務員採用総合職試験「デジタル」区分合格者を積極的に採用するとともにデジタル庁・NISCによる職員育成・研修の充実を図る。国や地方行政のBPR（業務改革）を進め、効率化とサービス向上を図る。

2022年度末にほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指すとの方針の下普及に取り組む。マイナンバーカードの健康保険証、運転免許証との一体化などの利活用拡大、スマホへの搭載等について、国民の利便性を高める取組を推進する。

政府のデータ戦略に基づき、政策課題に対応するデータを特定・発掘し、その活用・共有を前提としたデータ設計・整備を行い、整備されたデータの最大限の利活用を図る。デジタル庁は、個人情報保護と両立する形で地方自治体保有データも含む行政データ提供のワンストップ化の仕組みを構築する。医療・介護、教育、インフラ、防災に係るデータ・プラットフォームを早期に整備する。

給付事務等への活用を念頭に行政機関間の情報連携を推進する。住民情報の連携について、マイナンバー制度の活用を図る。法整備も視野に入れ、本年中に給付事務用やGビズID³⁴発行事務用等を含めた国の行政機関間の全ての商業登記情報連携を無償化するとともに、独立行政法人及び地方自治体との間の全ての連携についても本年度中の無償化を目標に作業を進める。これによりデジタルで手続を完結させ、紙の登記事項証明書の添付省略を促進する。会社法³⁵上の決算公告義務の履行を確保しつつ、経済産業省及び国立印刷局は、

³¹ 非化石電源（再生可能エネルギー、原子力等）に由来する電気の環境価値を証書化する制度。

³² 温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度。

³³ 令和2年12月25日閣議決定。

³⁴ 法人等が府省庁・地方自治体の各種オンライン行政サービスにログインするための共通認証システム。

³⁵ 会社法（平成17年法律第86号）。